

令和 6 年度

第 6 次瑞穂町

男女共同参画社会推進行動計画

－一人ひとりが共につくる地域社会をめざして－

進捗状況調査結果



令和 7 年 4 月

瑞穂町 協働推進部協働推進課

目次

第6次男女共同参画社会推進行動計画の概要

1 基本理念	3
2 基本目標	3
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	3
5 計画の体系	4

第6次男女共同参画社会推進行動計画進捗状況調査概要

進捗状況調査の概要	7
-----------------	---

進捗状況結果総括

進捗状況結果総括	11
----------------	----

進捗状況調査結果

基本目標Ⅰ 互いを認め合い、一人ひとりが活躍できる環境づくり

(1)男女共同参画意識・多様性を尊重する意識の形成	19
①男女共同参画意識の啓発	19
②多様な性・多様な生き方を尊重する意識の醸成	19
③男女共同参画意識を育む教育・学習機会の充実	23
④職場、地域、学校などでのハラスメントの防止	24
(2)ワーク・ライフ・バランスの推進	25
①ワーク・ライフ・バランスについての正しい理解促進	25
②家庭での家事・育児や地域活動における男性の参画促進	29
③子育て支援の充実	31
④介護への支援の充実	34
(3)あらゆる分野での男女共同参画の推進	35
①町女性職員の登用の促進	35
②審議会等委員への女性の参画の拡大	36
③地域活動における男女共同参画の促進	41

基本目標Ⅱ 安全・安心な生活の実現

(4)あらゆる暴力の根絶	42
①DVや虐待、性犯罪の被害未然防止のための啓発	42

②被害者を適切な相談窓口につなぐための体制の構築	43
(5)防災における男女共同参画の推進	45
①女性の視点を取り入れた防災活動の推進	45
②女性に配慮した避難所運営の検討	45

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会推進の基盤づくり

(6)計画の推進	47
①庁内における男女共同参画推進体制の充実	47
②関係機関との連携による推進体制の整備	47

第6次男女共同参画社会 推進行動計画の概要

1 基本理念

一人ひとりが共につくる地域社会をめざして

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担い合うべき社会」を、男女共同参画社会としています。瑞穂町は、女性も男性も互いの個性を尊重し、それぞれの能力を発揮できる地域社会を作り上げることを第1次行動計画からの基本理念として、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を行っています。瑞穂町に生活する全ての町民が“一人ひとりが共につくる地域社会をめざして”の実現に向けて、継続して施策を推進していきます。

2 基本目標

この計画は、基本理念「一人ひとりが共につくる地域社会をめざして」の実現に向け、瑞穂町の住民が家族的責任と社会的責任を果たすことのできる環境を形成するために、「誰もが性別により差別されることなく、人権を尊重する社会」と、「仕事や地域活動などに一人ひとりが対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会」を目指し、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ 互いを認め合い、一人ひとりが活躍できる環境づくり

基本目標Ⅱ 安全・安心な生活の実現

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会推進の基盤づくり

3 計画の位置付け

本計画は、「第5次瑞穂町長期総合計画」に位置付けられた「男女共同参画社会の推進」を図るものであり、男女が共につくる地域社会を形成するために実施する具体的な個別施策を示したものです。

4 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定したものです。ただし、社会経済情勢の変化や国における法の改正などに対応するため、必要に応じ、随時、見直しを行います。

5 計画の体系

基本理念

一人ひとりが共につくる地域社会をめざして

課 題

施 策

基本目標Ⅰ

互いを認め合い、
一人ひとりが活躍
できる環境づくり

(1)男女共同参画意識・
多様性を尊重する
意識の形成

- ①男女共同参画意識の啓発
- ②多様な性・多様な生き方を尊重する意識の醸成
- ③男女共同参画意識を育む教育・学習機会の充実
- ④職場、地域、学校などでのハラスメントの防止

(2)ワーク・ライフ・バランスの
推進

- ①ワーク・ライフ・バランスについての正しい理解促進
- ②家庭での家事・育児や地域活動における男性の参画促進
- ③子育て支援の充実
- ④介護への支援の充実

(3)あらゆる分野での
男女共同参画の推進

- ①町女性職員の登用の促進
- ②審議会等委員への女性の参画の拡大
- ③地域活動における男女共同参画の促進

基本目標Ⅱ

安全・安心な生活
の実現

(4)あらゆる暴力の根絶

- ①DVや虐待、性犯罪の被害未然防止のための啓発
- ②被害者を適切な相談窓口につなぐための体制の構築

(5)防災における
男女共同参画の推進

- ①女性の視点を取り入れた防災活動の推進
- ②女性に配慮した避難所運営の検討

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会
推進の基盤づくり

(6)計画の推進

- ①庁内における男女共同参画推進体制の充実
- ②関係機関との連携による推進体制の整備

**第6次男女共同参画社会
推進行動計画
進捗状況調査概要**

進捗状況調査の概要

調査期間

令和7年3月14日～同年4月4日

調査対象

全課（議会事務局及び図書館を含む。以下同じ。）

調査内容

全41項目中、全課共通及び各課関連に該当する項目については、延数（各課の回答数）として集計することとし、男女平等参画推進担当者を中心に、全課を対象に実施しました。

調査内容

進捗状況を4段階で評価するとともに、その取組内容を次ページの調査票に沿って各課の担当者が記載しました。

(★3点) 充実した取組を実施、今後も継続する。
(★2点) 何らかの進展が見られた（前年と同程度）。
(★1点) 取組の方法について検討を行った。
(★0点) 取組に着手できなかった。

集計方法

各個別施策取組ごとに、1課3点を満点として、進捗状況の達成度を記載しました。

※対象となっている課が2課ある場合は3点×2で6点を満点としています。

※達成度は、小数第1位を四捨五入しています。

担当課	① 協働推進課、総務課		
進捗度	③ 5	② 6点	目標達成度 83%
各課の自己評価の進捗度の合計です(③)。			
対象となる担当課が2つのため(①)、進捗度の満点は6点になります(②)。			

※進捗状況調査票

基本目標Ⅰ 互いを認め合い、一人ひとりが活躍できる環境づくり					
課題(1) 男女共同参画意識・多様性を尊重する意識の形成					
施策① 男女共同参画意識の啓発					
				担当課	協働推進課
個別施策の取組	1 男女共同参画推進のための情報提供及び意識啓発				
概要	広報みずほの「パートナー」のコーナー及び町ホームページ等で住民の男女共同参画意識の更なる定着と固定的役割分担意識の解消を目指します。また、多くの住民への啓発ができるよう、さまざまな媒体を通じて情報提供を行います。				
取組年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
具体的な取組内容	1 広報みずほで男女共同参画に関する啓発記事を掲載 2 男女共同参画社会推進事業講演会「ポジティブ心理学」実施日：1月24日 参加者：25名 3 男女共同参画川柳の実施 住民への男女共同参画への理解を深めるために実施 応募総数：345作品	1 広報みずほで男女共同参画に関する啓発記事を掲載 2 男女共同参画社会推進事業講演会「SDGsってなろう？」実施日：1月 参加者：30名 3 男女共同参画川柳の実施 住民への男女共同参画への理解を深めるために実施 応募総数：521作品	令和6年度に実施した、個別施策への具体的な取組内容や実績、前年度と比較ができる数字等、具体的に記入してください。 ※該当なしの場合は「該当なし」と記載してください(以下記載不要)。	広報みずほで男女共同参画に関する啓発記事を掲載 ハンセン病問題 新型コロナウイルスから差別について 実施日：1月20日 参 参画川柳の実施 男女共同参画への理解を深めるために実施 応募総数：439作品	
担当課評価					
進捗よく度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	☐ 3点★★★ 充実した取組を実施、今後も継続する	☐ 3点★★★ 充実した取組を実施、今後も継続する	☐ 3点★★★ 充実した取組を実施、今後も継続する	☐ 3点★★★ 充実した取組を実施、今後も継続する	☐ 3点★★★ 充実した取組を実施、今後も継続する
	☒ 2点★★ 何らかの推進が見られた(前年と同程度)	☒ 2点★★ 何らかの推進が見られた(前年と同程度)	令和6年度における、個別施策の進捗度を自己評価して下さい。(1つを選択)		☐ 2点★★ 何らかの推進が見られた(前年と同程度)
	☐ 1点★ 取組の方法について検討を行った	☐ 1点★ 取組の方法について検討を行った	☐ 1点★ 取組の方法について検討を行った	☐ 1点★ 取組の方法について検討を行った	☐ 1点★ 取組の方法について検討を行った
評価の理由	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	☐ 0点 取組に着手できなかった	☐ 0点 取組に着手できなかった	☐ 0点 取組に着手できなかった	☐ 0点 取組に着手できなかった	☐ 0点 取組に着手できなかった
	1 毎月1回広報紙に記事を掲載し、継続的に啓発を行うことができた。 2 オンラインという新たな試みだったが、参加した方には満足度の高い講演会となった。 3 作品応募者・閲覧者へ男女共同参画について考えてもらうきっかけづくりとすることができた。	1 毎月1回広報紙に記事を掲載し、継続的に啓発を行うことができた。 2 アンケートを実施し、参加者の満足度が高い講演会となった。 3 作品応募者・閲覧者へ男女共同参画について考えてもらうきっかけづくりとすることができた。	1 毎月1回広報紙に記事を掲載し、継続的に啓発を行うことができた。 2 アンケートを実施し、参加者の満足度が高い講演会となった。 3 作品応募者・閲覧者へ男女共同参画について考えてもらうきっかけづくりとすることができた。	1 毎月1回広報紙に記事を掲載し、継続的に啓発を行うことができた。 2 アンケートを実施し、参加者の満足度が高い講演会となった。 3 作品応募者・閲覧者へ男女共同参画について考えてもらうきっかけづくりとすることができた。	
	進捗度の自己評価の理由を記載して下さい。				
今後の課題	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1 既存の方法以外での啓発 2 多くの人に参加してもらえるようなテーマ設定も大事だが、世の中で起こっている動きや知っておくべきことについての啓発となるテーマを選ぶことも重要である。 3 より多くの方に興味を持ってもらえる工夫	1 既存の啓発方法の見直し、新たな啓発方法の検討 2 多くの人に参加してもらえるようなテーマ設定も大事だが、世の中で起こっている動きや知っておくべきことについての啓発となるテーマを選ぶことも重要である。 3 より多くの方に興味を持ってもらえる工夫	1 既存の啓発方法の見直し、新たな啓発方法の検討 2 多くの人に参加してもらえるようなテーマ設定も大事だが、世の中で起こっている動きや知っておくべきことについての啓発となるテーマを選ぶことも重要である。 3 より多くの方に興味を持ってもらえる工夫	1 既存の啓発方法の見直し、新たな啓発方法の検討 2 多くの人に参加してもらえるようなテーマ設定も大事だが、世の中で起こっている動きや知っておくべきことについての啓発となるテーマを選ぶことも重要である。 3 より多くの方に興味を持ってもらえる工夫	
	来年度以降へ向けた課題を記載して下さい。				
事務局記入欄					
コメント	さらなる男女共同参画社会推進に向け、既存の方法以外の啓発等の課題に取り組んでいただきたい。	瑞穂町男女共同参画社会推進委員会からのコメントです。ご確認ください。	さらなる男女共同参画社会推進に向け、既存の方法以外の啓発等の課題に取り組んでいただきたい。		

進捗状況結果総括

進捗状況結果総括

◆全体結果◆

進捗度	287／414 点	目標達成度	69%
-----	-----------	-------	-----

◆課題ごとの結果◆

基本目標Ⅰ 互いを認め合い、一人ひとりが活躍できる環境づくり

課題(1) 男女共同参画意識・多様性を尊重する意識の形成

施 策	① 男女共同参画意識の啓発 ② 多様な性・多様な生き方を尊重する意識の醸成 ③ 男女共同参画意識を育む教育・学習機会の充実 ④ 職場、地域、学校などでのハラスメントの防止
-----	--

進捗度	57／105 点	目標達成度	54%
-----	----------	-------	-----

昨年度から2ポイント低下しました。(令和5年度56%)

男女共同参画推進のため、広報誌等を活用し川柳の募集や各種施策を紹介する等の意識啓発を実施しました。また、大学教授を招き、「名字や地名は、なぜ漢字2時が多いの？」をテーマとした講演会を開催しました。令和6年度同様、講演会の前に、会場で男女共同参画川柳の表彰式を実施したことにより、出席者の意識の醸成を図りました。

LGBT等の性的マイノリティへの配慮については、各部署で住民向けアンケート調査等を実施する際に、性別欄に配慮する等の取組が継続して行われました。また、庁内で関連資料を回覧する等、多様な性・多様な生き方を尊重する意識の醸成が図られていると考えられます。令和4年11月から東京都パートナーシップ宣誓制度の運用が開始され、軽自動車税減免制度、町営住宅の申込みや教育相談について、情報提供や対応を始めていますが、各部署で更に情報提供や対応を拡大できるよう検討していく必要があります。

学校教育では、中学校標準服について、男女問わずズボンの選択を認めており、新入生説

明会で周知をしています。また、教員向けにアンコンシャス・バイアスをテーマに研修を行いました。各委員を決める際は男女同数とし、社会科を中心に理論的な指導を展開するなど、進路指導において、固定的性別役割にとらわれることのない能力、個々の適性に応じた進路選択をさせており、学校教育全体を通じて男女共同参画意識の浸透が図られました。引き続き、多様性を浸透させるための効果的な施策の展開及び指導方法を検討する必要があります。

ハラスメントについては、町職員の東京都市町村職員研修所の研修への参加や学校への指導・啓発が行われました。また、令和6年度は、全町職員向けに、ハラスメント研修を実施しました。令和5年度に「瑞穂町職員のハラスメントの防止等に関する規程(令和6年訓令第2号)」を制定し、相談窓口を明確化し、ハラスメントの相談は総務課で受け付けていますが、外部相談窓口の設置を引き続き検討する必要があります。ハラスメントのない職場環境の実現に向け、意識啓発・理解促進を図ることが必要です。

課題(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

施 策	① ワーク・ライフ・バランスについての正しい理解促進
	② 家庭での家事・育児や地域活動における男性の参画促進
	③ 子育て支援の充実
	④ 介護への支援の充実

進捗度	102／132 点	目標達成度	77%
-----	-----------	-------	-----

昨年度から4ポイント低下しました。(令和5年度81%)

病休等による職員不在時でも、課・係内で業務を分担し、フォローし合える体制づくりを行う等、ワーク・ライフ・バランスの充実を目指した取組が継続して行われ、ワーク・ライフ・バランスが浸透してきました。一方で、実際に長期の休暇を取得した職員が複数人いた部署では、人員不足等により、定時退庁やリフレッシュのための休暇取得が困難になり、ワーク・ライフ・バランスに取り組むことができなかった部署もありました。また、総務課では、「子育て部分休暇」を新設し、更なるワーク・ライフ・バランスの充実を図りました。組織全体で現状を把握し、対応する必要があると考えます。

男性の育児参画の促進については、令和6年度は育休対象となる男性職員 4 人の内2人が育児休業を取得しました(取得率 50%)。男性職員の育児休業取得に向け、更なる職場環境の整備が必要です。また、父親が妊娠期から子育てのイメージを持つことができるよう、両親学級等の事業を継続して実施し、令和6年度は、参加妊婦のうち、48%は父親も同伴し参加していました。今後は、当日、参加できなかった方のために動画等を視聴できるよう検討し、更なる男性の育児参画を促進していきます。

子育て支援については、認可保育所等で定員を超えた児童の受入れ等が実施され、令和6年4月1日現在、待機児童が解消されました。引き続き、待機児童ゼロの継続のための取組が必要です。学童保育クラブでは、待機児童解消のため、昨年度に引き続き、期間限定入所（夏休み期間のみ入所）を実施しました。低学年以外学童保育利用者が増加しているため、年度初めに待機児童が発生する状況が続いています。待機児童が発生しない対策を講じる必要があります。また、子育てに支援に関する情報提供の充実のため、「ひとり親家庭等就労相談窓口」や「女性しごと応援キャラバン in 瑞穂」を実施しました。

令和6年度に開設された子ども家庭センター課では、在宅支援サービスや伴奏型相談支援を通じて、仕事と育児の両立の支援を実施しました。同時に、育児休業や、復職に関する情報が掲載されたガイドブック等を利用し、情報提供を行いました。

介護への支援の充実については、高齢者支援センター2か所できめ細やかな介護サービスの周知や支援が行われています。家族介護者の集い、認知症カフェの開催により、家族介護者同士の交流や専門職を交えた情報交換を継続して行うことができ、家族介護者の負担を軽減できました。

課題(3) あらゆる分野での男女共同参画の推進

施 策	① 町女性職員の登用の促進 ② 審議会等委員への女性の参画の拡大 ③ 地域活動における男女共同参画の促進
------------	---

進捗度	89／123 点	目標達成度	72%
------------	-----------------	--------------	------------

令和5年度同様に審議会・委員会等の該当がない部署を除き、進捗度を計上しました。昨年度から9ポイント上昇しました。(令和5年度63%)

女性職員の登用については、新規採用職員への女性応募者数が年々減少しています(令和2年度25.7%、令和3年度21.5%、令和4年度21.3%)。令和5年度は、31.4%となり令和4年度より10.1ポイント増加しましたが、令和6年度は、29.1%と前年と比較すると2.3ポイントの減少となりましたが、計画策定時と比較すると、令和6年度の女性応募者割合は増加していますので、少しずつ取組の効果が出ていると考えられます。引き続き、町職員になりたいと思える職場環境の整備を進めるとともに、女性が働きやすい職場環境の整備が必要です。また、女性職員の管理職登用の促進には、管理・監督職を目指す女性職員の増加が不可欠です。令和6年度の女性職員の昇任試験の受験率は、係長職3.3%(前年比10ポイント減)、管理職0%(前年度と同率)でした。女性職員のキャリアアップに向けた意識改革、庁内全体で、女性職員が活躍しやすい職場環境の醸成、ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方等の取組を

継続していく必要があります。

審議会等委員への女性委員登用率は、令和6年度は27.8%（前年比 2.5 ポイント増）でした。目標の 30%達成に向け、男女双方の意見に偏りがないように配慮した審議会・委員会等の環境整備等も踏まえ、継続した取組を進めていきます。また、性別に関わらず専門性かつ経験の観点で人選をする委員もあるため、女性の適任者が増加することも課題となります。

地域活動における男女共同参画の促進については、町内会・自治会への間接的な支援を行い、男女問わずコミュニティ活動の活性化に繋げました。今後は、部署間で連携し、男女共同参画に係る情報を発信する機会の創出等を検討していく必要があります。

基本目標Ⅱ 安全・安心な生活の実現

課題(4) あらゆる暴力の根絶

施 策	① DV や虐待、性犯罪の被害未然防止のための啓発 ② 被害者を適切な相談窓口につなぐための体制の構築
-----	--

進捗度	22／30 点	目標達成度	73%
-----	---------	-------	-----

昨年度から進捗度評価に変化はありません。（令和5年度73%）

令和6年度に子ども家庭センター課が新設され、母子保健事業で知り得た対象者について、子ども家庭センター係と密に協力する体制が整いました。

配偶者等からの暴力の防止、児童や高齢者への虐待の防止、あらゆる犯罪の抑止に向けて、各部署で継続した取組が行われています。引き続き、庁内関係部署間の連携や関係機関との連携が必要です。

センシティブな問題であることから、相談しやすい窓口体制づくりが求められます。また、あらゆる世代で起こりうる問題であり、当事者が被害者であると認識していないこともあるため、正しい理解の促進に向け、継続して情報発信をしていく必要があると考えます。

課題(5) 防災における男女共同参画の推進

施 策	① 女性の視点を取り入れた防災活動の推進 ② 女性に配慮した避難所運営の検討
-----	---

進捗度	10／15点	目標達成度	67%
-----	--------	-------	-----

昨年度から進捗度評価に変化はありません。（令和5年度67%）

自主防災組織を対象に避難所生活・運営についての講習会や地域の自主的な防災訓練での女性の意見を集約し、今後、女性の視点での防災対策に反映していきます。

避難物資について、令和6年度中に、5カ所の指定緊急避難場所に生理用品を配備しました。

また、女性消防団員と共に学校での防災教室を実施し、男女共同参画の視点での防災に関する意識啓発を行いました。引き続き、各種事業において、男女共同参画の視点での防災に関する意識啓発を推進し、女性目線での意見を集約し、女性に配慮した避難所運営に繋げていきます。

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会推進の基盤づくり

課題(6) 計画の推進

施 策	① 庁内における男女共同参画推進体制の充実 ② 関係機関との連携による推進体制の整備		
進捗度	7／9点	目標達成度	78%

昨年度から11ポイント上昇しました。(令和5年度67%)

庁内の男女共同参画推進のため、各課から担当者を選出し、所管している個別施策を中心に進捗状況の確認及び実績報告の取りまとめを行いました。取りまとめた令和5年度の実績報告について、瑞穂町男女共同参画社会推進委員会へ報告し、同委員会で挙げられた意見や質問は、担当課へ調査した後、同委員会に報告しました。

また、過去の実績報告等を基に、庁内男女共同参画推進担当者に調査ヒアリングを実施し、時代の変化に対応した、次期計画として「瑞穂町令和モデルプラン」を令和7年度3月に策定しました。

男女共同参画担当の協働推進課では、市町村男女平等参画施策担当課長会等に参加し、近隣自治体との情報交換・意見交換を行い、今後の参考とすることができました。引き続き、関係機関と連携し、取組を進めていきます。

◆まとめ◆

令和2年度から、第6次瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画に沿った取組が進められていますが、今回で当該計画最後の進捗状況調査となりました。

令和6年度の全体の進捗状況を見ると、進捗度414点満点中 287点、目標達成度は69%であり、令和5年度の68%から1ポイントの増加という結果になりました。前年度と同程度または、充実した取組を継続することができたという回答が増加したことが要因です。

第6次計画が策定された令和2年度の進捗状況結果は375点満点中202点、目標達成度は53%でした。当時は課題ごとの取組状況に大きな差がありましたが、計画の最終年度の今回の調査では、各施策の状況について、取組が進められており、新規の事業や取組がない場合も、前年度の取組を下回ることはないという評価が多く、2～3点の進捗評価が全体の84%を占めています。

また、当該調査で、進捗度を3点とした回答は、142 回答中 42 となっており、30%が充実した取組を実施できたと回答しています。一方で、取組を実施することができなかったという0点の回答は11あり、全体の8%が施策に取り組むことができなかったと回答しています。

市内の男女共同参画意識・多様性を尊重する意識の形成及びワーク・ライフ・バランスを推進する意識の醸成は進んでおり、委員の性質等の点数が上がらない等の課題についても、対策に取り組むことで、原因を追究することができてきました。

令和7年度は、次期男女共同参画社会推進行動計画である「令和モデルプラン」に掲げる新たな目標の達成に向け、各施策に取り組んでいきます。

第6次瑞穂町男女共同参画推進行動計画の進捗状況調査結果について

調査年度	進捗度	目標達成度
令和2年度	202 / 375 点	53 %
令和3年度	233 / 375 点	62 %
令和4年度	255 / 402 点	63 %
令和5年度	261 / 384 点	68 %
令和6年度	287 / 414 点	69 %

進捗状況調査結果

基本目標Ⅰ 互いを認め合い、一人ひとりが活躍できる環境づくり

(1) 男女共同参画意識・多様性を尊重する意識の形成

① 男女共同参画意識の啓発

個別施策の取組	1 男女共同参画推進のための情報提供及び意識啓発
概要	広報みずほの「パートナー」のコーナー及び町ホームページ等で住民の男女共同参画意識の更なる定着と固定的役割分担意識の解消を目指します。また、多くの住民への啓発ができるよう、さまざまな媒体を通じて情報提供を行います。

担当課	協働推進課		
具体的な取組内容	毎月、広報みずほに男女共同参画推進に関する記事を掲載した。また、男女共同参画社会推進事業講演会の開催、男女共同参画川柳を実施した。講演会の前には、初めて当該川柳の表彰式を実施し、男女共同参画への理解促進を図った。		
進捗度	2／3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	事業等を通じて、男女共同参画についての関心が低い方に向けた情報発信方法に工夫の必要がある。		

個別施策の取組	2 職員への情報提供及び啓発
概要	男女共同参画についての庁内報を定期的に発行するほか、庁内掲示板等を利用し、男女共同参画に関する情報提供を行います。

担当課	協働推進課		
具体的な取組内容	内閣府男女共同参画局が発行している月間総合情報誌「共同参画」を共有文書に掲載し、職員への情報共有及び意識啓発を図った。		
進捗度	2／3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	庁内掲示板等を活用し、職員に情報提供を行う必要がある。		

② 多様な性・多様な生き方を尊重する意識の醸成

個別施策の取組	3 性自認・性的指向等の理解促進
概要	多様な性のあり方を理解し、認め合う意識を醸成するための啓発を行います。

担当課	協働推進課・総務課		
具体的な 取組内容	・多様な性のあり方に関するチラシ等を窓口を設置することで啓発を行った。また、広報みずほ7月号に性自認に関する専門相談窓口の記事を掲載して周知を図った。(協働推進課) ・東京都市町村職員研修所の講義を職員6人が受講し、理解を深めた。(総務課)		
進捗度	4／6点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	・学校との連携、職員向けの啓発、更なる啓発方法の検討を行う必要がある。(協働推進課) ・会議、研修等への参加を通じて、職員一人一人の理解を深める必要がある。(総務課)		

個別施策の取組	4 LGBT に代表される性的マイノリティに配慮する意識の醸成
概要	住民向けアンケート調査を実施する際は性別欄に配慮するなど、性的マイノリティに配慮した取組を実施します。

担当課	全課(25課)		
具体的な 取組内容	アンケート調査等の性別欄に配慮するという認識は周知されているため、対応している課がある一方、アンケート調査等を実施していない課があるため、達成度が低くなっている。また、アンケート調査時の性別欄は、調査の目的を考慮した上で、性別欄の削除について検討する必要がある。アンケート調査等の性別欄への配慮は、一つの例であり、各課で性的マイノリティに関する情報収集を行う等、町に則した取組に繋げる必要がある。 以下、各課回答 ・申込フォームについては、性的マイノリティに配慮した回答項目を設けるか、性別欄をなくした。(議会事務局) ・長期総合計画策定に係る住民意識調査では、男女のみだけでなく、その他欄を加え、性的マイノリティに配慮した。また、行政評価委員や国際化推進委員の募集では、応募の際に性別を求めなかった。(企画政策課) ・アンケート調査の時に性別欄の入力などを配慮した。(デジタル推進課)		

- ・性的マイノリティの方が来庁した際、適切に対応を行った。また、パートナーシップ宣誓制度の案内カードを総合案内に置き、PRした。(住民課)
- ・東京都が制作する『多様な性について知る BOOK』を課内回覧した。(税務課)
- ・各種申込書やアンケート等を行う際は、性別欄を設けない仕様とした。(協働推進課)
- ・各種イベント等の参加申込書や各種申請書、アンケートにおいて、性的マイノリティに配慮した様式で実施した。(産業経済課)
- ・地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査で、「その他」を設け、性的マイノリティに配慮した。(福祉課)
- ・性的マイノリティに配慮し、瑞穂町子ども計画の策定に当たり実施した生活実態調査では性別欄に「その他」を設けた。(子育て応援課)
- ・住民向けアンケート調査の実施はなかった。(子ども家庭センター課)
- ・住民向けアンケート調査項目について、性別欄の削除を行った。(高齢者福祉課)
- ・健康ポイント事業アンケートの実施の際に、性別を尋ねる設問に「その他」と設置した。産業まつり健康コーナーのアンケートの実施の際に性別を尋ねる設問に「無回答」と設置した。(健康課)
- ・立地適正化計画策定に伴う意見募集や駅西土地地区画整理事業説明会でのアンケートを行った際に性的マイノリティに配慮した様式で実施した。(都市計画課)
- ・地域公共交通に関する住民アンケートを行った際に、性的マイノリティに配慮した様式で実施した。(交通政策モノレール推進課)
- ・校長連絡会等を通じて各学校へ指導した。中学校においては、標準服として性別問わずズボンを選択できる点や誰でもトイレがある場所等を新入生説明会にて説明した。また、東京都パートナーシップ宣誓制度の導入にあたり、家族として教育相談等を行えることについて周知を図った。(教育指導課)
- ・二十歳を祝う会において、記念撮影は男女別に行ったが、LGBTの方への対応についても想定し、個別対応を行うこととした。(社会教育課)
- ・イベント参加者に対するアンケートの際、性別欄を設けなかった。LGBTに関する書籍を定期的に購入している。(図書館)
- ・該当なし、特になし(総務課、財政課、環境課、安全・安心課、都市計画

	課、建設課、下水道課、会計課、学校教育課)		
進捗度	36／75 点	目標達成度	48%
次年度へ向けて	アンケートや申請書類等の性別欄への配慮を継続する。 また、性的マイノリティに配慮した窓口の対応について強化また継続していく。必要に応じて、性別で分けている事業等について見直し、検討する。 以下、各課回答 ・今後も取り組んでいく。(議会事務局) ・性別ごとの集計を行う必要がない場合には、性別欄の排除を検討し、引き続き、職員の理解促進を図る必要がある。(企画政策課) ・広報による情報発信やデジタル化する際に、性的マイノリティに配慮し情報発信やデジタル化を進める。(デジタル推進課) ・性的マイノリティに配慮した対応を心掛ける。また、東京都パートナーシップ宣誓制度への理解を深め、より積極的な周知を行う。(住民課) ・窓口における対応の配慮を考える。(税務課) ・性的マイノリティに配慮した取組として、職員に対し、性別別の集計が必要ない場合には、性別欄を設けないよう働き掛けを継続する。(協働推進課) ・引き続き、住民に対して意見募集や調査を実施する際は、性的マイノリティに配慮した内容で実施したい。(産業経済課) ・性的マイノリティを尊重する意識の向上(福祉課) ・当面、調査等を行う予定は無いが、アンケートや調査を行う際は、性別を問わない又はその他欄を設けるなどの配慮をしていく。(子育て応援課) ・住民向けアンケート調査を実施する際は性別欄に配慮するなど、性的マイノリティに配慮した取組を実施していく。(子ども家庭センター課) ・引き続き、調査やアンケートなど、可能な範囲で性別欄に配慮した調査を実施していく。(高齢者福祉課) ・新たにアンケート調査を実施する際には、記載方法等に配慮する。(健康課) ・引き続き、住民に対して意見募集や調査を実施する際は、性的マイノリティに配慮した内容で実施したい。(都市計画課) ・引き続き、住民に対して意見募集や調査を実施する際は、性的マイノリ		

	ティに配慮した内容で実施したい。(交通政策モノレール推進課) ・現状では、具体的な対応事例は発生していないが、実際に起こりうる事例を想定し、対応を検討する必要がある。(教育指導課) ・男女混合での撮影とする場合、身長差や本人の周りにも配慮した形にする必要があるなどの課題がある。今後も別の方法も含めて検討する必要がある。(社会教育課) ・他の書類・申請書関係について性別欄の表示を設けずに、運用できているか検討する。また、多くの人に、LGBTに関する書籍に関心を持ってもらえるように期間を設けてコーナー展示を行う。(図書館)
--	---

③ 男女共同参画意識を育む教育・学習機会の充実

個別施策の取組	5 学校等での固定的性別役割にとらわれることのない指導の実施
概要	男女共同参画意識の醸成のため、男女共同参画の学習を充実させます。また、児童・生徒が、性別にとらわれることなく個々の能力を発揮できる進路を選択できるよう、指導します。

担当課	教育指導課		
具体的な 取組内容	・委員を決める際は、必ず男女同数にしている。 ・社会科を中心に理論的な指導を展開するとともに、女性の社会進出について学ぶことで、学校教育全体を通じて、その理念の浸透を図っている。 ・進路指導で能力、適性に応じた進路選択をさせている。 ・教員向けに、アンコンシャス・バイアスをテーマに研修を実施している。		
進捗度	2／3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	SDGs と絡め、男女限らず多様性を浸透させる施策の展開や指導方法を検討・実践していく必要がある。		

個別施策の取組	6 男女共同参画の視点を持つ関係図書の充実
概要	男性の家事、育児、介護などへの参画を促進するために参考となる書籍や男女共同参画の視点で書かれた本・絵本の充実を図ります。

担当課	図書館
具体的な取組内容	男性の参画を促進する資料や、ジェンダーをキーワードにした本を購入し、住民に提供した。(令和6年度は4点購入)

進捗度	3／3点	目標達成度	100%
次年度へ向けて	蔵書全体のバランスを考慮しつつ、男女共同参画の視点を持つ関係資料を揃えていく。子育て世代が参加できるイベント等を研究する。		

④ 職場、地域、学校などでのハラスメントの防止

個別施策の取組	7 ハラスメント防止に関する意識啓発
概要	セクシュアル・ハラスメント及び他のハラスメントの防止に向けた啓発を行います。

担当課	協働推進課・総務課・教育指導課		
具体的な 取組内容	・各種ハラスメントについて、関連情報を収集し、防止に向けた啓発方法について検討した。(協働推進課) ・東京都市町村職員研修所で、ハラスメント防止に向けた講義を職員(14人)が受講した。また、庁内研修(全体研修)として、全職員対象にハラスメント研修を実施し、195人が受講した。(総務課) ・校長連絡会等を通じて、学校指導を行った。また、各相談窓口でポスター掲示やリーフレット配布を依頼し、保護者及び児童、生徒へ周知した。(教育指導課)		
進捗度	6／9点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	・広報みずほ等を活用した啓発方法を研究するとともに、関係各課と連携し、職員の意識啓発を行う。(協働推進課) ・研修等を通じ、継続して全職員に意識啓発を行う必要がある。(総務課) ・多様性を尊重し、ハラスメントのない環境となるよう、各教員及び保護者や児童・生徒への啓発・理解等の推進がより必要である。(教育指導課)		

個別施策の取組	8 ハラスメント防止のための庁内体制の確立
概要	職員に関するセクシュアル・ハラスメント及び他のハラスメントの相談窓口を設置し、相談体制を充実させます。

担当課	総務課
具体的な取組内容	職員のハラスメントに関する相談窓口は、瑞穂町職員のハラスメントに関する規定に基づき、総務課職員係で行っている。

進捗度	2／3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	外部相談窓口の設置について、引き続き検討する必要がある。		

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

① ワーク・ライフ・バランスについての正しい理解促進

個別施策の取組	9 ワーク・ライフ・バランス推進のための住民への意識啓発
概要	ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための啓発や情報提供を積極的に行います。

担当課	協働推進課		
具体的な 取組内容	広報みずほに関連記事を掲載し、広く啓発を行った。		
進捗度	2／3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	住民及び職員への啓発方法の充実を図る必要がある。		

個別施策の取組	10 ワーク・ライフ・バランスの促進及び多様な働き方に向けた企業への働きかけ
概要	多様な働き方に向けて、企業に対し、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や情報交換を行います。

担当課	協働推進課		
具体的な 取組内容	町内企業の実情把握のため、商工業担当の産業経済課と連携を検討しながら、現状把握に努めた。		
進捗度	1／3点	目標達成度	33%
次年度へ向けて	産業経済課と連携し、町内企業の現状を把握する具体的な方法の検討が必要である。		

個別施策の取組	11 ワーク・ライフ・バランス推進のための町職員への意識啓発
概要	男性・女性職員ともに育児・介護休暇等を取得しやすい職場環境を形成し、職員の意識を高めていきます。

担当課	総務課
具体的な	職員ハンドブックにより各種休暇制度について職員に周知した。また、

取組内容	「子育て部分休暇」を新設し、さらなる推進を図った。		
進捗度	3／3点	目標達成度	100%
次年度へ向けて	多様な働き方の実現に向けた休暇制度の改正状況に合わせて、ハンドブックの見直しを継続する。		

個別施策の取組	12 庁内でのワーク・ライフ・バランスの推進
概要	各課で、ワーク・ライフ・バランス実現のため一人ひとりが取り組みます。

担当課	全課（25課）
具体的な取組内容	・一人一人が仕事と家庭の両立を心掛けて仕事に取り組んだ。（議会事務局） ・課内で2名の職員が育児休暇を取得できた一方で、一部の職員への負担が大きくなり、総合的に課全体のワーク・ライフ・バランスの充実は図れなかったが、課内でフォローできる業務分担、体制づくりに努め、実践した。（企画政策課） ・課内で協力してメリハリのある働き方ができた。（デジタル推進課） ・職務内容や進捗状況を共有し、休暇を取得しやすい環境づくりに努め、人手を要する事業を行うときは、係を超えた応援体制により対応した。（総務課） ・年休、時間休の積極的な取得や夏休等の特別休暇の取得を行った。（財政課） ・仕事と家庭の両立を図るため、日常的に職員同士で会話を交わし、各家庭が忙しい時に、業務の一部を他職員が受け持てるよう情報共有し、お互いに気を配った。（住民課） ・女性1人が育児休暇中であるが、職員が協力して作業を進めた。（税務課） ・窓口受付、来庁舎対応では、係を超えて対応した。また、休暇については、課・係内で仕事に支障がないように心掛けて取得している。（環境課） ・病気等による職員不在時に、課・係内で、業務を分担し、フォローし合える体制ができていたため、長期の休暇に対応することができた。（協働推進課）

- ・計画的な夏季休暇の取得に加え、年次有給休暇、子の看護休暇等も係員同士がコミュニケーションを密にとり、お互いの業務の繁忙期を把握し、サポートし合うことで、取りやすい環境が構築できた。(産業経済課)
- ・ワーク・ライフ・バランス実現のため、係内で調整し、休暇等が取りやすい環境を整えた。(安全・安心課)
- ・全職員が人事考課の目標に掲げ、休暇取得等をしやすい職場環境を整備した。職務の内容、進捗状況を共有しながら、個々の負担が大きくなるよう分業をした。(福祉課)
- ・人事考課でワーク・ライフ・バランスの目標を立て、休暇取得等をしやすい職場環境を整備した。また、職務の内容、進捗状況を共有しながら、個々の負担が大きくなるよう分業した。(子育て応援課)
- ・人事考課でワーク・ライフ・バランスの目標を立て、休暇取得等しやすい職場環境を整備した。また、職務の内容、進捗状況を共有しながら、個々の負担が大きくなるよう分業をした。(子ども家庭センター課)
- ・各自、早めの退庁を心掛け、計画的な年休取得に努めた。(高齢者福祉課)
- ・職員同士で適宜業務分担や声掛けを行うとともに、各種制度変更等により事務負担が増えている状況であるが、不要な業務を削減するなどして残業を減らしている。休暇等を取りやすい組織環境づくりを行っている。(健康課)
- ・課内打合せ、係打合せを定期的を実施し、業務状況を共有することで、計画的に休暇を取得し、仕事と家庭等との調和に努めた。また、多忙な時は、超過勤務手当で対応する等、メリハリのある仕事の取り組み方を意識的に実行した。(都市計画課)
- ・課内打合せ、係内打合せを定期的を実施し、業務状況を共有することで計画的に休暇を取得し、仕事と家庭等の調和に努めた。また、多忙な時は超過勤務手当で対応するなど、メリハリのある仕事の取り組み方を意識的に実行した。(交通政策モノレール推進課)
- ・建設課では、各係で1人減の状態は続いているが、各係で協力し、令和5年度よりも残業は減ってきているので、ワーク・ライフ・バランスの推進が少し見られた。(建設課)
- ・課内打合せを定期的を実施し、業務状況を共有することで計画的に休暇を取得し、仕事と家庭等の調和に努めた。(下水道課)

	・お互いの仕事に対して理解し合い、自由に意見を言えるような雰囲気づくりをしている。(会計課) ・家庭の事情(子どもの看護等)による休暇を取りやすいよう、課の職員全体で協力した。(学校教育課) ・病休職員の代替として、会計年度任用職員が一部の業務を担うことで業務負担の軽減を図った。(教育指導課) ・一人一人が各々の状況に合わせて、仕事と私生活のいずれも充実するよう心掛けた。(社会教育課) ・勤務体制が日によって異なり、土日や祝日の出勤があるが、個別の事情により、柔軟に対応した。また、交代勤務による不在時でも業務が滞ることがないよう、引継や調整を行った。(図書館)		
進捗度	61/75 点	目標達成度	81%
次年度へ向けて	・今後も取り組んでいく。(議会事務局) ・業務の属人化防止のための複数担当、兼任担当を研究する必要がある。(企画政策課) ・ワーク・ライフ・バランスを推進するために、課内の協力体制を継続する必要がある。(総務課) ・更なる年休取得率の向上を目指すとともに、取得日の偏りを是正する。(財政課) ・一人で抱えている業務もあるため、その人が休んでも他の職員がその制度や仕組みを理解できるように共有化する。(住民課) ・職員が突発的に休まざるを得ない状況を考慮し、日頃から仕事内容と進捗状況の共有化に努める。(環境課) ・ワーク・ライフ・バランスの推進のため、職員が意識して休暇取得するための声掛けや取組が必要である。(協働推進課) ・人事異動等によりメンバーが代わっても、現在の環境を継続していくことが重要である。(産業経済課) ・職員体制を整備し、休暇取得を促進する。(安全・安心課) ・人事異動や緊急的な業務により、仕事が滞らないよう支援体制を整え、継続して実施し、更なる啓発が必要である。(福祉課) ・係だけではなく、会計年度任用職員も含めた課全体で、長期休暇や人事異動等で仕事が滞らないよう支援体制を整えていく。(子育て応援課) ・長期休暇や人事異動等で仕事が滞らないよう支援体制を整えていく。(子ども家庭センター課)		

	・定時退庁やリフレッシュのための年休取得ができるよう、引き続き課全体で推進していく必要がある。(高齢者福祉課) ・残業時間や休暇取得日数の偏在を改善していく。不要な業務の削減を引き続き進める。庁内調査の内容を吟味し、部署相互が文書作成期間を確保できるように調査実施時期の工夫・調整が必要である。(健康課) ・各自が日常的に自分の仕事に責任を持ち、周囲の状況を把握することを念頭に、メリハリのある仕事を心掛け、仕事以外の時間も大切にしていける環境づくりを継続していく必要がある。(都市計画課) ・各自が日常的に自分の仕事に責任を持ち、周囲の状況を把握することを念頭にメリハリのある仕事を心がけ、仕事以外の時間も大切にしていける環境づくりを継続していく必要がある。(交通政策モノレール推進課) ・職員減を解消する必要がある。(建設課) ・各自が日常的に自分の仕事に責任を持ち、周囲の状況を把握することを念頭にメリハリのある仕事を心がけ、仕事以外の時間も大切にしていける環境づくりを継続していく必要がある。(下水道課) ・お互いの仕事に対して理解しあい、自由に意見の言えるような雰囲気づくりをしている。(会計課) ・引き続き休暇を取りやすいよう、課の職員全体で協力していく。(学校教育課) ・円滑に業務を進めていくとともに、休暇取得を行う等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、体制構築を図る必要がある。(教育指導課) ・休日に実施する事業が多いため、適切に休暇を取得し、健康的な生活を意識する必要がある。(社会教育課) ・お互い配慮を忘れず、協力して日々の業務を遂行できるよう職場環境づくりに努める。(図書館)
--	---

② 家庭での家事・育児や地域活動における男性の参画促進

個別施策の取組	13 男性の家事・育児、地域活動などへの参画へ向けた啓発
概要	男性を対象に、家事や育児などの参画の促進につながる情報提供を行います。

担当課	協働推進課
具体的な	広報みずほに関連記事や各種情報の URL を掲載し、広く周知を図る

取組内容	た。また、家事育児をテーマにした三鷹市男女平等参画啓発誌「Shall we?」を回覧し、職員へ啓発を実施した。		
進捗度	2／3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	男性の育児や家事への積極的な参加を促すため、情報収集並びに啓発活動を継続する必要があります。		

個別施策の取組	14 男性職員の育児休業等取得に向けた啓発
概要	男性の育児休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知を行います。

担当課	総務課		
具体的な取組内容	職員ハンドブックにより各種休暇制度について職員に周知した。		
進捗度	3／3点	目標達成度	100%
次年度へ向けて	今後も男性職員の育児休業取得に向けた職場環境の推進に努める。		

個別施策の取組	15 男性の育児参画の促進
概要	妊娠期の母親、父親を対象とした事業を通じて啓発を行います。また、子ども家庭支援センター事業を充実させ、父親と子どもが一緒に参加できる場づくりを推進します。

担当課	子育て応援課・子ども家庭センター課		
具体的な取組内容	・スラックライン教室等、父と子どもが参加できる事業を実施した。（子育て応援課） ・母親向けに限定せず、親子や家族で参加できる事業を実施した。また、父親が妊娠期から子育てのイメージを持つことができるよう、両親学級等の事業を実施した（両親学級4回/年のうち、令和6年1月時点で、父親(実)12人、妊婦(実)の48%に同行）。（子ども家庭センター課）		
進捗度	4／6点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	・スラックライン教室以外でも、父親が参加しやすい教室等を企画する。（子育て応援課） ・父親が気軽に参加できる事業等を企画する。受講者が参加しやすいよう、事業の実施方法を工夫していく。また、事業に参加できない方にも東京都作成の動画等を紹介し、啓発を図っていく。（子ども家庭センター課）		

③子育て支援の充実

個別施策の取組	16 子育て支援に関する情報提供
概要	子育て支援に関する情報や仕事と育児の両立のための情報を様々な媒体を使って周知します。

担当課	関係各課(3課)		
具体的な取組内容	・子育て支援に関する情報や仕事や育児の両立のため、「女性しごと応援キャラバン in 瑞穂」を瑞穂町民会館で実施することができました。(協働推進課) ・子育てほっとブックを作成し窓口配布及び HP へ掲載し、周知を図っている。さらに、子育てナビワクワクみずほを利用した情報提供も行った。令和 6 年度は児童手当制度の抜本的拡充があったが、申請漏れを防ぐため、HP、広報等だけでなく、SNS の活用や、対象者のいる全世帯(2,248 世帯)に対し、チラシを送付した。また、東京都が実施した 018 サポートに関するチラシを窓口に設置し、HP にも掲載した。(子育て応援課) ・在宅支援サービスの周知を広報、HP、ひばりだより等で行った。また、ゆりかご面談(妊娠届出時妊婦全数面接)や両親学級の際に、妊婦出産休暇や労働環境等に関するパンフレット等を使用し、情報提供を行っている。伴走型相談支援で使用する子育てガイドに育児休業や復職の内容の記載があり、面談時などに活用している。乳幼児健診で子育て支援に関するパンフレットの配布や声掛けも行っている。(子ども家庭センター課)		
進捗度	7/9点	目標達成度	78%
次年度へ向けて	・各種団体等や関係各課と連携を図ると共に、現在の取組を継続していく必要がある。(協働推進課) ・子育てほっとブックをより多くの方に知ってもらうため、周知方法を検討していく。また、制度改正等がある場合は、広報、HP、SNS 等など、様々な媒体を有効活用していく。(子育て応援課) ・広報、HP、ひばりだより等で、更なる周知を行い、仕事と育児の両立支援を推進する。(子ども家庭センター課)		

個別施策の取組	17 子育て支援事業の充実
概要	子ども家庭支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業を充実するとともに、乳幼児ショートステイ・一時保育を推進します。

担当課	子ども家庭センター課		
具体的な取組内容	要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、関係機関と情報を共有し子育て支援を行った。またファミリー・サポート・センター事業、乳幼児ショートステイ事業についても利用者ニーズに対応することができた。		
進捗度	2／3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	・学齢児のショートステイについて、関係市町と協議していく。 ・ファミリー・サポート・センター提供会員を確保していく。		

個別施策の取組	18 子育てに関する相談事業の充実
概要	安心して子育てができるよう、相談しやすい窓口や体制の整備・充実を図ります。

担当課	子育て応援課・子ども家庭センター課		
具体的な取組内容	・関係機関の機能を活用し、連携を図りながら、相談内容に応じた適切な支援を行った。令和6年度も引き続き、児童扶養手当の現況届受付期間に、西多摩福祉事務所及びハローワーク青梅による「ひとり親家庭等就労相談窓口」を実施した。(2日間19件)(子育て応援課) ・認可保育所等では、子育てひろばを実施し、子育てに関する相談を受けた。(子育て応援課) ・各幼児事業終了後、「仲良しフリータイム」として、保護者が気軽に相談できる機会を設けた。(子育て応援課) ・気軽に相談できる場であることを、広報、HP、ひばりだより等で周知した。また、地区担当制で相談しやすい関係性の構築を図り、妊娠期から子育て期のすべての家庭の相談に応じることで、きめ細やかな支援を行った。(子ども家庭センター課)		
進捗度	4／6点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	・現状の体制を維持するために、引き続き関係機関との連携に努める。また、研修等で専門知識を習得し、相談に適切に対応できるように、今後も継続する。(子育て応援課)		

	・相談者に対し適切なアドバイスができるよう、引き続き専門研修等に参加し、相談員のスキルアップを図る必要がある。(子どもセンター課)
--	---

個別施策の取組	19 保育所の受け入れ態勢の充実
概要	認可保育所の定員の弾力化及び民間保育所の開設誘導により待機児童の解消を図ります。また、ニーズに応じた延長保育を実施します。

担当課	子育て応援課		
具体的な取組内容	認可保育所等での定員を超える弾力化を実施した。		
進捗度	3／3点	目標達成度	100%
次年度へ向けて	待機児童ゼロを継続する。		

個別施策の取組	20 学童保育クラブの充実
概要	学童保育所等の受け入れ態勢を強化し、待機児童ゼロを目指します。

担当課	子育て応援課		
具体的な取組内容	・学童保育の拡大、保育内容の充実、待機児童対策、期間限定入所(夏休み期間のみ入所)、期間限定入所期間の朝延長保育実施を実施した。		
進捗度	2／3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	低学年以外の学童保育利用者が増加しているため、令和7年4月1日時点では待機児童が発生する見込である。待機児童が発生しない対策を引き続き講じるとともに、対策を強化していく。		

個別施策の取組	21 ひとり親家庭の支援
概要	ひとり親家庭に対する相談窓口の周知及び支援事業を推進します。

担当課	子育て応援課・子ども家庭センター課		
具体的な取組内容	・ホームヘルプサービス事業の実施(18回144時間)により、ひとり親家庭の生活の安定に寄与することができた。また、8月の児童扶養手当の現況届受付期間に、西多摩福祉事務所及びハローワーク青梅による「ひとり親家庭等就労相談窓口」を2日実施し、19件の利用があった。(子育て応援課)		

	・ひとり親家庭に限らず、気軽に相談できる場であることを、広報、HP、ひばりだより等で周知した。(子ども家庭センター課)		
進捗度	4/6点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	・引き続き西多摩福祉事務所や関係機関との連携を強化していく。またひとり親家庭ホームヘルプサービス事業についても、周知をし、ひとり親家庭を支援していく。(子育て応援課) ・相談者に対し、適切なアドバイスができるよう、引き続き専門研修等に参加し、相談員のスキルアップを図る必要がある。(子ども家庭センター課)		

④ 介護への支援の充実

個別施策の取組	22 介護者への周知及び相談の実施
概要	仕事と介護を両立できるよう、利用できる介護サービスについて周知を行い、具体的な介護サービスの利用方法等について高齢者支援センターや介護事業所等で相談を受けます。

担当課	高齢者福祉課		
具体的な取組内容	相談窓口である高齢者支援センターについて、広報や窓口等で周知を図った。		
進捗度	2/3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	今後も引き続き、様々な機会に周知を行う。		

個別施策の取組	23 介護者への支援の実施
概要	家族介護者の負担を軽減するための施策を実施するとともに、支援者となる関係機関との連携を強化します。

担当課	高齢者福祉課		
具体的な取組内容	家族介護者の集い、認知症カフェの開催、介護者のための事業の実施について、広報等で啓発し、関係事業所と連携を図った。		
進捗度	2/3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	今後も家族介護者の負担軽減のため、相談しやすい窓口の充実や情報提供の強化を行う。		

(3) あらゆる分野での男女共同参画の推進

① 町女性職員の登用の促進

個別施策の取組	24 女性の採用拡大
概要	女性応募者の一層の拡大のための手段について研究・実施します。

担当課	総務課		
具体的な取組内容	広報及び町ホームページ等で募集を行った。ホームページの募集では先輩職員の紹介と題し、8人の職員(うち女性3人)の仕事内容などを掲載した。女性応募者の割合は、29.1%であった。		
進捗度	3/3点	目標達成度	100%
次年度へ向けて	瑞穂町の魅力を発信し、町職員になりたいと思う地域づくりを進めるとともに、女性が働きやすい職場環境を推進する必要がある。		

個別施策の取組	25 女性管理職登用促進のための職員意識啓発
概要	女性職員を対象に、キャリアアップのための研修、意見交換会や交流会等を実施し、又はあっせんし、職員のキャリア開発の支援を図ります。

担当課	協働推進課・総務課		
具体的な取組内容	・東京都等からの、女性管理職登用促進に係る研修等の情報について、庁内での情報共有を実施した。(協働推進課) ・女性職員のみが対象ではないが、東京都市町村職員研修所の「男女共同参画研修」を10名の職員が受講した。(総務課)		
進捗度	4/6点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	・総務課との更なる連携が必要である。(協働推進課) ・令和6年度の昇任試験における女性職員の受験率は、主任職が100%、係長職が3.3%、管理職が0%であった。(総務課) ・管理職における女性割合を増やすためには、管理・監督職を目指す女性職員の増加が必要不可欠である。全職員の昇任に対する意識の向上を図る必要がある。(総務課)		

個別施策の取組	26 女性職員の活躍の推進
概要	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく瑞穂町特定事業主行動計画に基づいた取組を推進し、実施状況をホームページで公表します。

担当課	総務課		
具体的な 取組内容	・第2次特定事業主行動計画に基づき、令和5年度の実施状況をホームページで公表した。		
進捗度	2／3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	・第2次特定事業主行動計画に基づき、全職員に周知を図り、数値目標達成に向け取り組む必要がある。		

② 審議会等委員への女性の参画の拡大

個別施策の取組	27 審議会・委員会等における女性委員登用率の向上
概要	町の政策形成過程や施策のあり方に住民意見を反映させる審議会や委員会などへの女性参画の割合が30%以上となるように努めます。

担当課	関係各課(20課)
具体的な 取組内容	・議会モニターのメンバーは7人中4人が女性で、女性参画の割合は57%であった。(議会事務局) ・令和7年3月現在、行政評価委員の女性登用率は33%、国際化推進委員は25%となっている。(企画政策課) ・選挙管理委員会委員、明るい選挙推進委員、表彰審査会委員、固定資産評価審査委員会委員、情報公開審査会委員、個人情報保護審査会委員、行政不服審査会委員を改選したが、性別にかかわらず専門性かつ経験の観点で、人選した。(総務課) ・指定管理者選定委員会(副町長、部長6人、財政課長、外部委員3人)、財産区管理員会(各7人)(財政課) ・国民健康保険運営協議会の委員について令和4年10月1日～3年間の任期で、12人中4人女性委員を任用しています。今後も引き続き女性委員の任用に努めます。(住民課) ・女性委員の割合は、おおよそ19%である(31人中6人)。(環境課) ・令和6年4月1日現在、町の審議会等の女性比率は23.4%であった(目標は30%)。今後も目標を達成するために各課へ呼び掛けを継続します。また、女性参画の割合は、各任期により異なりますが、女性の参画を推進しています。(協働推進課) ・組織の見直しをした産業まつり実行委員会では、女性の参画割合が前回よりも5ポイント増加し14%となった。また、新たに立ち上げた企画運

営チームにも多くの女性の参画があり、割合は41%となった。(産業経済課)

- ・消防団本部(170人中10人女性(6%))、交通安全推進協議会(71人中10人女性(14%))、自主防災組織連絡協議会(39人中2人女性(5%))では、それぞれの会議、行事等において女性参画を促し、活躍した。(安全・安心課)
- ・瑞穂町地域保健福祉協議会の女性委員は、24人中8人、割合は33%。瑞穂町自立支援協議会委員の女性委員は14人中4人、割合は29%。障害支援区分判定等審査会委員は、5人中4人、割合は80%。障害福祉計画専門分科会委員は10人中5人、割合は50%(福祉課)
- ・子ども・子育て会議の女性委員は、12人中8人で、割合は67%。(子育て応援課)
- ・子ども家庭支援センター運営協議会の女性委員は8人中6人で、割合は75%、子育て世代包括支援センター運営協議会の委員も12名の委員のうち女性が9名で、割合は75%となっている。(子ども家庭センター課)
- ・審議会では女性の割合は約28%になっている。(包括運協 2/14、介護運協 2/9、認定審査会 2/10、総合事業協議体 8/17)(高齢者福祉課)
- ・健康づくり推進委員は現在31名。男女分け隔てなく委員を委嘱しており、女性委員が約74%を占めている。(健康課)
- ・都市計画審議会においては11人中2人の女性委員を登用している。地域公共交通会議において、公募委員を男女1人ずつ登用している。(都市計画課)
- ・地域公共交通会議において、公募委員を男女1名ずつ登用した。(交通政策モノレール推進課)
- ・教育委員の女性が2名になり、割合(50%)が増えた。(学校教育課)
- ・委員会・審議会において、4割程度の女性委員を登用した。(教育指導課)
- ・関係団体である青少年委員とスポーツ推進委員では、青少年委員においては女性委員が全体の約80%、スポーツ推進委員においては女性委員が全体の約30%を占めている。(社会教育課)
- ・所管審議会等委員(文化財保護審議会、図書館協議会)の選出は、女性参画の割合を配慮し選出した。(令和6年度女性参画比率:33.3%)

	(図書館)		
進捗度	43/60 点	目標達成度	72%
次年度へ向けて	・各委員の性質を踏まえながら、女性委員の登用を検討していく必要がある。(企画政策課) ・性別にかかわらず専門性かつ経験の観点で人選している。また、女性社会進出の進展により、女性の適任者が増加していくことが課題である。(総務課) ・委員会の性質を踏まえながら、女性委員の登用を検討する必要がある。(財政課) ・委員選考の際には、積極的に女性にも声掛けを行い、男女比が偏らないように目指す。(住民課) ・女性参画の割合が30%以上となるよう、引き続き努めていく。(環境課) ・委員のなり手不足の対策を講じる必要がある。また、男女双方の意見に偏りがなく、配慮した審議会、委員会等の環境の整備が必要である。(協働推進課) ・委員の推薦を依頼する際に明確に女性参画を謳わないと実現が困難であるため、積極的な働きかけが必要と考える。(産業経済課) ・女性参画のPRが必要である。(安全・安心課) ・令和7年度に委員の改選があるが、引き続き女性参画の割合が30%以上となるよう維持していく必要がある。(子育て応援課) ・女性参画の割合が30%以上となるよう維持していく必要がある。(子ども家庭センター課) ・今後も目標達成委に向けた選出母体へ働き掛けに努める必要がある。(高齢者福祉課) ・女性委員の多さを活かして、意見等を収集していく。また、男性委員を増やすために委員の募集方法について、検討する。(健康課) ・引き続き、審議会、会議等の委員選出の際には、積極的に女性委員の登用の推進に努める必要がある。(都市計画課) ・引き続き、審議会、会議等の委員選出の際には、積極的に女性委員の登用の推進に努める必要がある。(交通政策モノレール推進課) ・引き続き、登用率の維持、向上に取り組む。(学校教育課) ・令和6年度においては女性委員の登用を十分に行うことができたが、今後も同じように女性委員の登用を継続していくことは難しい場合も考え		

	られる。(教育指導課) ・スポーツ推進委員においては、継続して女性委員の参画に取り組んでいきたい。(社会教育課) ・改選時の女性参画の割合を考慮する必要がある。(図書館)
--	---

個別施策の取組	28 女性が審議会・委員会等に参画しやすい環境の整備
概要	女性が各種会議に参画しやすいように会議日時や託児等に配慮します。

担当課	関係各課(16 課)
具体的な取組内容	女性に限定した配慮ではなく、全ての委員等に対して参画しやすい配慮をしているため、具体的な取組が挙げられないという部署が複数あるため、評価が上がらなかった。 ・「瑞穂町議会傍聴規則」及び「瑞穂町議会委員会傍聴規則」を改正し、児童及び乳幼児が傍聴席に入るときの議長又は委員長の許可を不要にした。(議会事務局) ・男性・女性問わず、所管する会議において、効率性を求めるため、会議時間を1時間以内で終了することができた。(企画政策課) ・負担にならないよう短時間(1 時間以内)で実施した。(住民課) ・会議等について、委員が参加しやすいよう日程調整している。(環境課) ・会議等を開催する際は、男女問わず、全員の都合を確認の上、日程調整を行い、出席しやすい環境を整備した。また、場所や時間にとらわれないようオンラインでの出席、子どもを連れての参加も可とした。(協働推進課) ・会議等について、多くの人が参加できるよう日程調整を行っているが、女性のみを対象とした配慮は行っていない。(産業経済課) ・消防団本部、交通安全推進協議会委員、自主防災組織連絡協議会の会議において、女性参画を促し、活発な意見交換等を行った。(安全・安心課) ・女性が出席しやすいよう会議等の日時に配慮した。(福祉課) ・子ども・子育て会議の開催時間を午後 6 時 30 分から開催し、年間の開催予定日について、1 回目の会議で周知することで、参加しやすい環境を整えることができた。(子育て応援課) ・子ども家庭支援センター運営協議会及びサブリリーダー会議は、事前に調整を図り、負担にならないよう短時間で済ませている。(子ども家庭セ

	ンター課) ・各種会議について、委員の出席可能な日時で対応した。(高齢者福祉課) ・委員に過度な負担が生じないように配慮し、集会等を実施した。また、集会等の日時は、委員の希望を確認し、決定した。(健康課) ・各種会議において、託児等に配慮すべき対象者がいなかった。(学校教育課) ・委員会の開催時期のみ決め、仕事等への支障がないよう、各委員に日程等の確保を行い、開催日を確定した。(教育指導課) ・関係団体である青少年委員、スポーツ推進委員ともに、改選時に全員協議し、決定している。(社会教育課) ・会議や視察の日時は、女性委員や子育て世代の委員の意見を聞きながら設定した。(令和 6 年度実績：15 回)。(図書館)		
進捗度	32/48 点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	・規則の改正について、周知をしていく必要がある。(議会事務局) ・引き続き、オンラインでの会議の可能性を検討する必要がある。(企画政策課) ・委員会の性質を踏まえながら、女性委員の登用を検討する必要がある。(財政課) ・女性の参加しやすい環境を整えていく必要がある。(住民課) ・各委員の状況を考慮した様々な参加方法を活用するなど、柔軟な対応により会議を開催する必要がある。(協働推進課) ・会議に女性が参加しやすくするための配慮について検討していく。(産業経済課) ・子育て世代や就業者への会議、行事等に対するフォローやサポートが必要である。(安全・安心課) ・女性が参画しやすい環境整備を推進する必要がある。(福祉課) ・令和 7 年度に委員の改選があるが、引き続き女性が参加しやすい環境を整えて会議を開催していく。(子育て応援課) ・女性の参加しやすい環境を整えていく必要がある。(子ども家庭センター課) ・今後も委員の意向を確認しつつ、対応していく。(高齢者福祉課) ・各種会議及びイベントを開催する場合に、時間帯等に配慮し、より多くの方に参加してもらえるよう工夫する必要がある。(健康課)		

	・女性が参画しやすい環境整備に関して、情報収集等を行います。(都市計画課) ・女性が参画しやすい環境整備に関して情報収集を行う。(交通政策モノレール推進課) ・委員会等を開催するに当たり、配慮事項を再度、検討することで体制等を整える必要がある。(教育指導課) ・取組を継続する。(社会教育課) ・取組を継続する。(図書館)
--	---

③ 地域活動における男女共同参画の促進

個別施策の取組	29 地域活動への参画の促進
概要	地域活動に参加するきっかけとなる事業の提案をし、男性の地域活動への機会をつくとともに、地域に男女共同参画に関する情報提供を行います。

担当課	協働推進課		
具体的な取組内容	・広報みずほに関連記事や各種情報の URL を掲載し、広く周知を行った。 ・各町内会・自治会で行うイベント等には、地域づくり補助金による側面からの支援を行い、男女問わず、コミュニティ活動の活性化に寄与した。		
進捗度	3／3点	目標達成度	100%
次年度へ向けて	これからも男女共同参画に関する情報を提供する必要がある。		

基本目標Ⅱ 安全・安心な生活の実現

(4) あらゆる暴力の根絶

①DV や虐待、性犯罪の被害未然防止のための啓発

個別施策の取組	30 DV 等への正しい知識の普及と啓発
概要	あらゆる暴力(DV、デートDV、虐待等)、性被害等の未然防止と早期発見、また、正しい知識を住民に働きかけるため様々な手段で啓発を行います。

担当課	関係各課(4課)		
具体的な 取組内容	・広報のみずほに関連記事や各種情報のURLを掲載し、広く周知を図った。また、課の窓口や庁舎1階の総合窓口にも、DV 総合窓口に関するリーフレットを設置した。(協働推進課) ・福祉課とも情報共有をすることができました。(協働推進課) ・窓口やトイレ内での相談支援センター(東京ウィメンズプラザ)の利用案内等により、啓発を実施した。(福祉課) ・毎年11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間であることから、広報、HP、みずほニュース等を活用するとともに、産業まつり会場でのグッズ配布により、普及啓発を行った。また、子どもと接する機会の多い保育士向けに、虐待防止に関する講演会を実施した。(子ども家庭センター課) ・母子保健事業、健康増進事業を通じて知り得た対象者については、子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、適切に対応した。DV相談についてのパンフレットを配置した。(子ども家庭センター課) ・高齢者支援センターが2か所あり、身近な所での相談支援ができた。関係機関との連携により、虐待の未然防止、早期発見、再発防止ができた。(高齢者福祉課)		
進捗度	9/12点	目標達成度	75%
次年度へ向けて	・学校と連携した取組の検討(デートDV)を行う。(協働推進課) ・より多くの人に啓発できる手段の検討を行う。(協働推進課) ・関係各課との連携・情報共有を行う。(協働推進課) ・関連情報の周知方法の更なる充実が必要である。(福祉課) ・引き続き関係機関と情報共有しながら、虐待の未然防止、普及啓発に		

	努めていく必要がある。(子ども家庭センター課) ・DV 被害を受けながら、支援介入に拒否的な事例についての対応が難しい。(子ども家庭センター課) ・今後も啓発に努め、早期発見及び適切な対応に努めることが必要である。(高齢者福祉課)
--	---

個別施策の取組	31 相談窓口の周知と情報提供
概要	DV 相談窓口の周知を図り、DV についての情報提供を行います。

担当課	福祉課		
具体的な取組内容	相談窓口体制について、瑞穂町子育て応援ガイドブックで周知した。		
進捗度	2／3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	DV関連情報の周知方法の研究と相談受付体制の周知及び定着を行う必要がある。		

②被害者を適切な相談窓口につなぐための体制の構築

個別施策の取組	32 相談業務の充実
概要	東京都や西多摩福祉事務所、民生委員・児童委員・主任児童委員等と連携をとりながら、DV、虐待等相談業務の充実を図ります。また、発見の際には関係機関と充分連携できる支援体制を整えます。

担当課	関係各課(3課)
具体的な取組内容	・東京都や西多摩福祉事務所等の関係機関や、民生委員・児童委員・主任児童委員と情報共有を図り、西多摩福祉事務所に繋がった方がよいケースについては随時連絡を取り合うよう連携している。なお、今年度より基幹相談支援センターを設置し、相談支援の拡充に努めた。(福祉課) ・児童相談所、西多摩福祉事務所に繋がった方が良いケースについては、随時、連絡を取り合い、連携を図ることができた。民生委員・児童委員・主任児童委員とは、要対協実務者会議等で情報を共有することができた。(子ども家庭センター課) ・高齢者支援センターが2か所あるため、身近な所で相談支援を行うことができた。高齢者支援センターを拠点に、関係機関と連携した支援体制

	が整っている。(高齢者福祉課)		
進捗度	7/9点	目標達成度	78%
次年度へ向けて	・職員の相談能力のスキルアップ及び関係機関との更なる連携強化を継続する。(福祉課) ・専門研修に参加し、職員の相談能力のスキルアップ及び関係機関との更なる連携強化を継続する。(子ども家庭センター課) ・今後も啓発に努め、早期発見及び適切な対応に努めることが必要です。(高齢者福祉課)		

個別施策の取組	33 DV 被害者の緊急一時保護のための支援
概要	緊急に保護が必要な被害者の安全確保のため、宿泊費等を助成します。

担当課	福祉課		
具体的な 取組内容	配偶者からの暴力防止に関する緊急一時保護費支給制度を設置済み、 利用案件なし。		
進捗度	2／3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	継続して実施する。		

個別施策の取組	34 被害者の住民基本台帳事務における支援措置
概要	住民基本台帳事務で被害者の申出に基づき、加害者からの住民票の写し等の請求を拒むことで、DV 被害者の安全確保の支援をします。

担当課	住民課		
具体的な 取組内容	DV の相談に来庁した方には警察に届出るように案内し、『住民基本台帳事務における支援措置申出書(新規・継続)』を届出してもらう。その後、システムに反映し、住民票や附票等注意して発行している。		
進捗度	2／3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	あくまでも住民基本台帳に沿った対応であり、DVに係る全てを把握し、対応しているわけではないため、引き続き福祉課との連携が必要である。		

(5) 防災における男女共同参画の推進

① 女性の視点を取り入れた防災活動の推進

個別施策の取組	35 男女共同参画の視点での防災の意識啓発
概要	男女共同参画の視点での防災に関する意識啓発を推進します。

担当課	協働推進課・安全・安心課		
具体的な取組内容	・防災担当の安全・安心課と情報共有した。(協働推進課) ・地域の自主的な防災訓練、学校での防災授業等を利用し、男女共同参画の視点での防災に関する意識啓発を推進した。(安全・安心課)		
進捗度	4/6点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	・引き続き、関係各課と連携し、住民及び職員への理解促進を図る。(協働推進課) ・更なる男女共同参画の視点での防災に関する意識啓発の推進が必要である。(安全・安心課)		

個別施策の取組	36 防災対策での女性の参画の推進
概要	災害時の避難、避難所運営、備品等に女性の意見が反映されるよう働きかけます。

担当課	安全・安心課		
具体的な取組内容	自主防災組織を対象に避難所生活・運営について講習を行い、女性の意見が反映されるように働き掛けた。		
進捗度	2/3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	防災に関する男女共同参画の視点及び取組をPR する必要がある。		

② 女性に配慮した避難所運営の検討

個別施策の取組	37 男女共同参画の視点での避難所運営
概要	妊婦や子育て家庭を含めた女性等に配慮した避難所運営を行います。

担当課	安全・安心課		
具体的な取組内容	自主防災組織を対象に避難所生活・運営について講習を行い、女性等に配慮した避難所運営の意見を集約した。		
進捗度	2/3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	防災に関する男女共同参画の視点及び取組をPR する必要がある。		

個別施策の取組	38 男女共同参画の視点での避難物資の整備
概要	男女双方の視点に配慮した避難物資を整備します。

担当課	安全・安心課		
具体的な 取組内容	・男女双方の視点に配慮した避難物資を整備した。		
進捗度	2／3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	避難物資の管理及び保管場所の整備が必要である。		

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会推進の基盤づくり

(6) 計画の推進

① 庁内における男女共同参画推進体制の充実

個別施策の取組	39 庁内での男女共同参画施策の総合的な推進
概要	各課から男女平等参画推進担当者を選出し、施策を各課連携の下で推進します。

担当課	協働推進課		
具体的な取組内容	各課から担当者を選出し、各課で主管課所管の個別施策を中心に推進し、実績報告の取りまとめを行い、その結果を男女共同参画社会推進委員会に報告した。また、次期男女共同参画推進行動計画の策定のために中間状況報告を取りまとめし、担当者へのヒアリングを行い、令和7年3月策定の瑞穂町令和モデルプランに反映させた。		
進捗度	3／3点	目標達成度	100%
次年度へ向けて	各課から選出された男女平等参画社会推進担当者だけでなく、職員一人一人が男女共同参画に対する意識を持ち、各種業務を進めてもらう必要がある。		

② 関係機関との連携による推進体制の整備

個別施策の取組	40 計画の進行管理
概要	男女共同参画社会推進委員会の機能を充実させ、本計画における個別施策の進捗状況をチェックするとともに、その結果を町ホームページ等で広く公表します。

担当課	協働推進課		
具体的な取組内容	男女共同参画社会推進委員会を5回開催し、川柳事業及び講演会事業について様々な意見交換を行った。また、第6次瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画の進捗状況報告を行い、進捗状況管理票の書式を更新する等、同委員会委員から貴重な意見を受けた。		
進捗度	2／3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	各課が実施する個別施策の進捗状況の結果をホームページで公表する等の方法を検討する必要がある。		

個別施策の取組	41 関係機関との連携
概要	国や東京都からの男女共同参画推進の情報を収集、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握します。また、他自治体との情報交換の場を設け、相互の連絡体制を構築できるよう、広域連携に積極的に取り組めます。

担当課	協働推進課		
具体的な 取組内容	市町村男女平等参画施策担当課長会、担当職員連絡会に参加し、管理職・担当者レベルで情報交換を行った。		
進捗度	2／3点	目標達成度	67%
次年度へ向けて	広域連携での事業実施について検討すると共に、近隣自治体の取組状況等の把握を図る必要があります。		



令和7年4月

発行 瑞穂町協働推進部協働推進課